

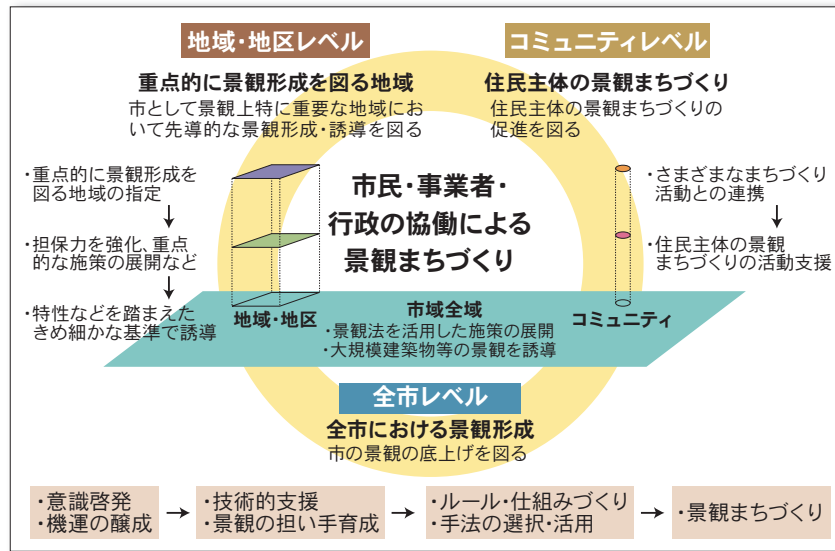
景観形成の推進方策

■市民、事業者、行政の協働

都市の景観形成には多様な主体が関わっており、市民、事業者、行政のそれぞれが、めざすべき地域の将来像を共有しながら、各自の役割を果たし、協働しながらまちづくりを進めていくことが、塚らしい景観形成の実現につながっていきます。

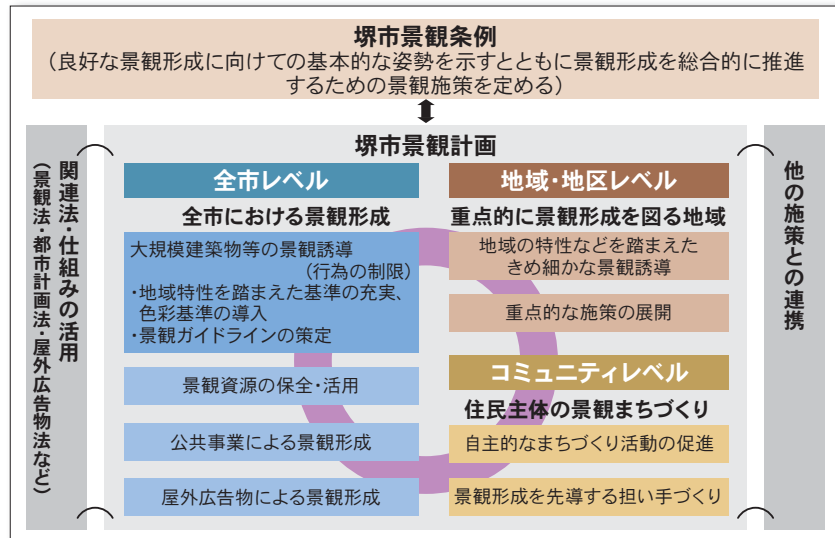
■3つの取組みレベルの設定

景観形成の理念及び方針に基づき、市民・事業者・行政が協働して景観まちづくりを進めるため、景観形成推進の基本的な考え方として、「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つの取組みレベルを設定し、各レベルにおける課題・目標に対応した効果的な取組み手法の導入と、これらを実現するための仕組みづくりを推進します。



■取組みを実現する施策の枠組み

3つのレベルにおける取組みを実現していくための枠組みとして、良好な景観形成に向けた基本的な姿勢を示し、景観形成を総合的に推進するための景観施策について定める「堺市景観条例」を改正するとともに、この「堺市景観計画」を策定し、これらに基づき景観施策を実施します。



全市レベル

「全市における景観形成」

景観に関する市民・事業者の意識啓発を図るとともに、景観資源の保全・活用や公共事業における先導的な景観形成、大規模な建築物等を対象とした届出制度の実施などにより、市全域において景観の底上げを図ります。

■大規模建築物等の景観誘導

景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や工作物などについて、全市域を対象とした届出制度を実施し、地域別景観形成方針を反映した景観形成基準(行為の制限)に基づき、地域の景観特性に応じた景観規制・誘導を図ります。(対象規模・行為の制限は9ページに記載しています)

■公共事業による景観形成

公共施設は都市の骨格を形成し、長期にわたって都市景観に大きな影響を与える景観要素であり、公共空間には良好な景観を先導する役割が求められていることから、より積極的に公共事業による景観形成を図るための仕組みづくりに取り組みます。個々の公共空間におけるゆとりと潤いのある景観の創出や、公共建築物については、創意工夫に富んだ質の高いデザインとなるよう努めます。

■景観資源の保全・活用

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、地域の景観形成上重要と認められる建造物および樹木を、所有者と協議の上、景観重要建造物および景観重要樹木に指定します。

■屋外広告物による景観形成

屋外広告物の掲出にあたっては、一層の啓発とともに、景観についての助言・指導や許可の手続きを通じ、市民・事業者・行政の協力と連携のもと、美しいまちなみの形成及び安全に配慮した掲出を促進し、本来の広告物の役割の発揮と、魅力ある都市景観の形成に取り組んでいきます。(対象規模・配慮事項は11ページに記載しています)

■重点的に景観形成を図る地域の指定

全市域を対象とした景観誘導に加えて、まちづくりが具体化しつつある地域や、良好な景観・環境を保全すべき地域などについては、右記の考え方にに基づき重点的に景観形成を図る地域として位置づけ、地域の特性を反映した積極的な景観形成を進めます。

- (1) 堺文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域
- (2) 堺の顔となる場所、多くの人の目に触れる場所で、施策上の効果が高い地域
- (3) まちづくりの進展などにより今後景観形成を進める必要がある地域
- (4) その他、良好な景観を形成する上で特に重点的に景観形成を図る必要があると認められる地域

地域・地区レベル

「重点的に景観形成を図る地域」

本市の文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域、市の施策上重要な位置づけのある地域、まちづくりの進展などにより今後、重点的に景観形成を進める必要がある地域などについては、先導的に、地域の特性に応じたより積極的な景観形成・誘導を図ります。

●百舌鳥古墳群周辺地域



成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していきます。

※「活かしたい堺の景観」に示す地域など、景観形成に向けた取組みの熟度が高まった地域などを順次指定

●堺環濠都市地域



歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、堺環濠の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用など、市民・事業者と行政との協働のもと取り組んでいきます。

コミュニティレベル

「住民主体の景観まちづくり」

自主的に行われているさまざまなまちづくり活動と連携しながら、住民が主体となった景観まちづくりの仕組みづくりを推進するとともに、景観に関する情報発信や堺市景観賞などを通じて、住民主体の景観形成を先導する担い手づくりに取り組みます。

■自主的なまちづくり活動の促進

良好な景観形成とその保存に向けて、住民が主体となって取り組む景観まちづくりを継続的に進めていくことが重要なことから、「まちづくり活動の支援」、「まちづくりのルール化支援」により自主的なまちづくり活動を促進します。

■景観形成を先導する担い手づくり

住民主体の景観まちづくりを良好な景観形成につなげていくため、堺市景観賞などによる意識啓発や、景観形成を先導する担い手づくりに取り組みます。

自主的なまちづくり活動の促進

